

第2回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録

令和7年10月3日（金）午前10時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表
小幡委員
労働者代表
阿部委員、池田委員、澤口委員
使用者代表
高橋隆行委員、高橋裕喜委員、濱野委員

補佐 ただ今から、令和7度第2回宮城地方最低賃金審議会宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

薄井委員、桑原委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員	1名
労働者代表委員	3名
使用者代表委員	3名

以上 7名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長

おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。それでは進めさせていただきます。

まず初めに、事務局から連絡事項ございますか。

補佐

配布資料に一部訂正がありますので事務局より説明いたします。

指導官

お手元に本日お配りした資料をご覧ください。訂正がございますのは、第1回でお配りした資料10の4ページと5ページでございます。これら資料に関しまして、自動車、軽自動車の登録台

数の入力に一部誤りがございました関係上、今回 2 枚閉じてお配りしておりますが、そのうちの左側が誤りの数字でございます。そちらについて右側正と書いてある部分、こちらの右側の緑色で記載している数値が本来の正しい数値ですので、お詫びして訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

部会長 ただ今の資料 10 につきまして、何かご質問やご意見等はございますか。よろしいですか。

それでは議事に入りたいと思います。前回に引き続き宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に係る審議ということで議事を勧めさせていただきます。前回、労働者側から、宮城県鉄鋼業最低賃金は、現行の時間額 1,059 円から、111 円引き上げ 1,170 円とするとのご提示をいただきました。

また、使用者側からは、同じく宮城県鉄鋼業最低賃金は、現行の時間額 1,059 円から、23 円引き上げ 1,082 円とするとのご提示をいただいたところです。

部会長 前回の最後に、労使双方に歩み寄りにより妥当な結論をだすため、再検討をお願いしておりました。労働者側、使用者側からご検討いただいた結果をご説明いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

部会長 それではご検討いただいた結果について伺いたいと思います。労働者側から具体的な金額等についてご説明をお願いします。

池田委員 労働者側から発言させていただきますけれども、前回最終の部分で発言したとおり、前回の 111 円からの変更は今現在は特に考えていないということでございます。

部会長 そうしますと、労働者側は変更なしで、111 円引き上げの 1,170 円にするというご提示でした。それでは使用者側からお願いいたします。

高橋裕喜委員 使用者側から、金額提示前に改めまして鉄鋼業を取り巻く現状や将来予想についてお話をさせていただきます。鉄鋼業の現状につきましては、9 月 22 日の第 1 回専門部会の基本的な主張の中で、鉄鋼連盟が 8 月に公表した鉄鋼需給の動きから粗鋼生産で対前年同月比 4.7% 減少、普通鋼鋼材生産で対前年同月比 6.2% 減少

となっておりまして、粗鋼生産は 2 か月連続、普通鋼は鋼材生産は 5 か月連続の減少となっているということ。経済産業省が 7 月に公表した、25 年度第 2 四半期、7 月から 9 月の鋼材需要見通しで、前年同期比 4.2% の減少、当面の鉄鋼需要の下振れのリスクとして、米国の一連の関税措置や極めて高水準が続く中国の鋼材輸出があることをお話させていただきました。特にですね、中国では不動産不況等を背景に、国内需給が停滞しているにもかかわらず鋼材生産は高止まりとなっており、その結果需給ギャップが 2022 年以降毎年大幅に拡大し、その余剰分が他国へ安価に輸出される状況が 4、5 年以上続いており、構造的な問題として WTO 等で議論が続いております。この問題の解決には中国の国内需要の回復が必要であり、まだまだ時間がかかるものと思われます。

また、宮城県の鉄鋼業の生産状況について、宮城県鉱工業生産指数により令和 2 年、2020 年を 100 とした場合、令和 7 年第 2 期、4 月から 6 月期の季節調整済指数で 79.2、これは鉄鋼と非鉄を合わせたものですが、ということを前回お話ししましたが、鉄鋼のみの場合でも 85.6 となっております。令和 2 年、2020 年新型コロナが蔓延し、東京オリンピックを中止した年でもありますが、今はその時期以上に県内の鉄鋼業が厳しい状況に置かれているということを表しています。

鉄鋼業の将来予想でございますが、日経の記事に出たものを深堀したところ、野村證券が 9 月 4 日に発表した 2025 年度、2026 年度の企業業績見通しによりますと、前回予想の対比で 25 年度の予想経常利益は 19 業種のうち上方修正が 14 業種、下方修正が 5 業種であり、鉄鋼・非鉄は▲34.2%、自動車は▲3.2% とそれぞれマイナス修正となっています。これは野村證券が 6 月に予想したよりも 9 月に予想した、3 か月後に予想した業績が下がっているということです。今のは 2025 年度ですが 2026 年度経常利益は 19 業種のうち上方修正が 14 業種、下方修正が 5 業種と同じでありますが、自動車についてはアメリカの自動車向け追加関税の税率引き下げにより、6.2% プラス修正を予想するものの、鉄鋼・非鉄は▲7.7% ということでマイナス修正、更に厳しい状況が続くと、2025 年度も 2026 年度もマイナスが続くという予想を野村証券ではしております。

鉄鋼業を取り巻く環境は非常に厳しいということではありますか、組合員と非組合員の間の処遇のは正という考え方を踏まえますと、連合で集計した 2025 年春季生活闘争回答集計結果の賃上げ分が明確にわかる組合、100 人未満の組合の加重平均 3.27% を

使用し、35 円の引上げ、引き上げ後の額は 1,094 円を提示させていただきます。

部会長 ありがとうございました。35 円引き上げで、1,094 円ということでご提示をいただきました。ただ今双方からご説明をいただきましたけども、労働者側、使用者側の具体的な金額には隔たりがございますので、ここで専門部会を休会したいと思います。

休会中は労働者側委員、使用者側委員それぞれ控室それでは専門部会を休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

そのような進行でよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部会長 それでは専門部会を再開します。それぞれご検討いただいた金額などについてご説明をいただきたいと思いますが、労働者側からまずはご説明をお願いいたします。

池田委員 使用者側から 35 円引き上げとご提示がありましたので、労働者側としても歩み寄りの観点から、宮城地方最低賃金の引き上げ額、1,038 円に優位性の担保という観点から 110% ということで考えますと 1,142 円となります。現在の鉄鋼業の最低賃金が 1,059 円でございますので、その差額の 83 円の引上げを求めたいと思います。

部会長 ありがとうございました。労働者側から、プラス 83 円、1,142 円のご提示がございました。続きまして使用者側はご検討の結果などいかがでしょうか。

高橋裕喜委員

使用者側としましては、先ほどの 35 円プラス、1,094 円に変更ございません。

部会長 そうしますと、使用者側の方では 35 円プラスで 1,094 円。検討いただきましたけども変更なしというご提示でした。そうしますと、今の段階で労働者側、使用者側からいただいている具体的な金額にはまだ隔たりがございますので、ここで専門部会を休会とさせていただければと思います。

休会中は労働者側委員、使用者側委員それぞれ控室それでは専門部会を休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部会長 それでは専門部会を再開します。休会中にそれぞれご検討いただいたと思いますので、ご検討の結果などについて伺いたいと思います。まず、使用者側からお聞きしたいと思います。先ほどの金額からさらに見直しをいただけるような具体的な金額等についてございますでしょうか。

高橋裕喜委員 検討しましたが、今日のところはプラス 35 円の 1,094 円に変更ございません。

部会長 労働者側はいかがでしょうか。

池田委員 労働者側につきましても歩み寄りのプラス 83 円というところに変更ございません。

部会長 本日はこれ以上の進展は望めないものと思われますので、今日の審議はこの程度にしたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、特定最低賃金は、関係労使の自主性や主導性を確保して設定されるべきものとされておりますので、この理念を最大限尊重いただきますと共に、それぞれ、本

日の審議経過を踏まえて再度御検討いただきまして、次回の審議に臨んでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

部会長 最後に、その他何か事務局からありますか。

補 佐 事務局としましては、
第3回を10月6日（月）午前10時からの開催を予定しております。

部会長 ただ今事務局から説明がありましたとおり、次回は第3回専門部会として10月6日（月）10時から、こちらの会議室で開催いたします。何かご質問等ありますでしょうか。

委 員 （補足、質問等なし）

部会長 よろしいでしょうか。それでは本日の専門部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

（閉会）